

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則(経営流通課)
- ◇告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
- 土地改良区の役員の住所の変更(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の決定()
- 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- 鳥取港港湾計画の変更(港湾課)
- ◇公 告 生産事業者講習会の開催(森林保全課)
- ◇闕達公告 一般競争入札の実施(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則

一 平成九年十二月十日から平成十年三月三十一日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者及び償還を猶予されている者を除く。)で、最近三か月の全売上高が一年前の同期に

規 則

比べ十五パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、一年間を限度として猶予することができることとした。
二 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 平成九年十二月十日から平成十年三月三十一日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者及び前項の規定により償還を猶予されている者を除く。)で、最近三か月の全売上高が一年前の同期に比べ十五パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、一年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表中「十二年」とあるのは「十三年」と読み替えて同表の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百一十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険業剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険業剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
林 朋子	鳥葉一〇五二	平成九年十一月十三日
上原 隆	鳥葉一〇五三	平成九年十一月七日

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員住所に生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理 事	北村兼蔵	
	変更前	倉吉市志津九〇二一八
	変更後	倉吉市志津九〇二一八五

鳥取県告示第八百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業上庄地区農道整備、区画整理、暗きよ排水、客土及び農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
平成九年十二月十五日から二十一日間
 - 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
 - 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第八百四号
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 平成九年十二月十二日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂八丁目一三二六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五号

鳥取港港湾計画の変更をしたので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 港湾計画の変更の概要

鳥取港港湾計画について、平成十年代後半を目標年次として変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画において次の航路を追加する。

地区名	名 称	幅員（メートル）
千代	西 浜 航 路	八〇

2 外郭施設計画において次の防波堤を変更する。

地区名	名 称	延長（メートル）
千代	第 一 防 波 堤	一、〇〇〇

3 小型船だまり計画において次の小型船だまりを追加する。

地区名	名 称	基 数
千代	千代船だまり 小型さん橋	四

4 大規模地震対策施設計画を追加し、次の施設を大規模地震対策施設とする。
岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
千代	七・五	一	一三〇

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
千代	三

道路

地区名	名 称	起 点	終 点	車線数
千代	臨港道路（本線）	千代ふ頭	主要地方道鳥取港線	四

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部港湾課

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成9年12月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受講対象者
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成10年1月16日（金）午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 八頭郡河原町大字稻常 鳥取県林業試験場
- 3 科目及び時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を平成9年12月22日（月）までに住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。
- 5 受講手数料及び納付方法
受講手数料は12,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印章

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年12月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量
 - ① パネル 301台
 - ② 事務机等35品目
 - ③ ビジネスキッチン等21品目
 - (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成10年3月25日（水）
 - (4) 納入場所
米子市末広町 鳥取県立米子コンベンションセンター
 - (5) 入札方法
(1)の①、②又は③ごとに入札に付する。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の5の規定に基づき定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が文具・事務用機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成9年12月12日(金)から平成10年1月28日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7431

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成10年1月28日(水)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、

平成10年1月28日(水)正午とする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成10年1月16日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① panels : 301

carts : 30

1 set of panel equipment

② office desk etc. : 35 items

③ office kitchen cabinet etc. : 21 items

(2) January 16, 1998 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 28, 1998 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

January 28, 1998 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan
TEL:0857-26-7431